

佐賀県告示第 49 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和 5 年 3 月 11 日から施行する。

令和 5 年 3 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]フラン-2-カルボキシアミド（通称名：para-Fluorofuranylfentanyl、4F-furanylfentanyl、4F-Fu-F）及びその塩類
- (2) 化学名 N-エチル-N-メチルトリプタミン（通称名：MET）及びその塩類
- (3) 化学名 (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-ペンタノール-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1V-LSD）及びその塩類
- (4) 化学名 1-[1-(3-メチルフェニル)シクロヘキシル]ピロリジン（通称名：3-Me-PCPy、3-methyl-PCPy、3-Me-rolicyclidine、3-methyl-rolicyclidine）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため